

京都市会計管理者訓令第1号

会 計 室  
区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市会計管理者 山中 博昭

別表会計室次長の項に次の1号を加える。

(4) 前各号に掲げる専決事項のほか、軽易な事務の処理に関する事。

同表担当課長の項中「担当課長」を「会計室次長及び担当課長」に改め、同項に次の各号を加える。

(13) 債権者の預金口座の登録に関する事。

(14) 出納員又は区出納員のつり銭の取扱いに関する事。

(15) 前各号に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る軽易な事務の処理に関する事。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(会計室)